

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
殿

警察庁乙備発第6号、乙官発第6号  
乙生発第6号、乙刑発第6号  
乙交発第7号、乙情発第7号  
令和2年5月25日  
警察庁次長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の解除を踏まえた警察の対応について（依命通達）

本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされたところであるが、本日、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととされ、同条第5項の規定による緊急事態解除宣言がなされた。

警察においては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応について（依命通達）」（令和2年4月7日付け警察庁乙備発第5号ほか）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を推進してきたところであるが、各位にあっては、引き続き、職員等の感染防止のための取組を徹底し、各都道府県における感染状況やまん延防止措置等を踏まえつつ必要な措置を講じるほか、再度、感染が拡大する場合に備えるなど、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月10日作成）等に基づく対策に万全を期されたい。

なお、前記通達は廃止する。

命により通達する。